

ベースアップ評価料の「賃金改善中間報告書」に関する記載について
(賃上げを令和 8 年 4 月または 5 月より開始したケースについて)

令和 8 年度診療報酬改定後のベースアップ評価料を令和 8 年 6 月より算定している場合、中間報告における賃金改善実施期間は、例えば、令和 8 年 6 月から賃上げを行う場合、同年 6 月及び 7 月分の賃上げ実績を報告する必要があります。また、同年 4 月から賃上げを行う場合においても、同年 4 月及び 5 月分の賃上げ実績ではなく、同年 6 月及び 7 月分の賃上げ実績を報告する必要があります。(次頁の【参考】疑義解釈をご参照ください)

この取扱いに基づき、実際に、厚生労働省ホームページに公開されている現時点のベースアップ評価料の届出様式(2026.06.19 更新 Excel ファイル)の(1)「賃金改善実施期間」に情報を入力すると、以下のとおり表示されます。

I. 提出書類の種類	
☒	賃金改善中間報告書
☐	賃金改善実績報告書
II. 報告する医療機関種別	
☒	病院及び診療所
☐	歯科診療所
III. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間	
(1) 賃金改善実施期間	
令和 8 年 6 月 ~ 令和 8 年 7 月	2 ヶ月
※ 令和 8 年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等で賃金改善を実施した期間を記載すること。	

上記の期間を入力すると、例えば、「V-2」の「看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の月額賃金総額にかかる事項」であれば、以下の赤線部分の数字が「5 月」と自動的に切り替わるように設定されております。

V-2. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の月額賃金総額に係る事項		
(16) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】		人
(17) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】		円
(18) 令和 8 年 5 月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(19) 基本給等総額に係る賃金改善実績額(ベア実績額)(1ヶ月分)【(17) - (18)】		円
(20) ベア等による賃金増率【(19) ÷ (18)】		%
(21) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(22) 前年度の賞与の支給月数		か月

この表示に従いますと、(17)に入力する令和 8 年 6 月時点の基本給等総額と(18)に入力する令和 8 年 5 月時点の基本給等総額とを比較した値が(19)に示されることとなりますが、医療機関によっては、令和 8 年度診療報酬改定後のベースアップ評価料による賃上げを、令和 8 年 4 月または 5 月から開始しているケースもあり、こうしたケースにおいては、令和 8 年 5 月時点の基本給等総額と令和 8 年 6 月時点の基本給等総額の比較を行っても、賃金改善の実績

を出すことができないという状況が発生いたします。

この点につきまして、厚生労働省と協議を行った結果、現時点で厚生労働省ホームページに公開されている届出様式（2026.06.19 更新 Excel ファイル）の「様式 100」（別添 1・2）内に表示される「令和 8 年 5 月時点」という記載は、賃上げを令和 8 年 4 月または 5 月より開始した医療機関においては、「令和 8 年 3 月時点」と読み替えることとなりましたので取り急ぎ情報提供いたします。

（例：V-2（18）の欄には、令和 8 年 3 月時点の基本給等総額を入力することになります）

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省より近日中に疑義解釈や様式の修正等により周知される予定となっております。

【参考】

令和 8 年 5 月 8 日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡

「疑義解釈資料の送付について（その 5）」（別添 2）

（令和 8 年 5 月 12 日 日医発第 324 号（保険）にてご連絡済み）

問 6 令和 8 年度診療報酬改定後の外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等を 6 月から算定する場合、毎年 8 月に提出する「賃金改善中間報告書」における、賃金改善実績期間は、いつになるか。

（答）例えば、令和 8 年 6 月から賃上げを行う場合、同年 6 月及び 7 月分の賃上げ実績を報告する必要がある。また、同年 4 月から賃上げを行う場合においても、同年 4 月及び 5 月分の賃上げ実績ではなく、同年 6 月及び 7 月分の賃上げ実績を報告する必要がある。